

平安期平城京城の空間利用とその支配

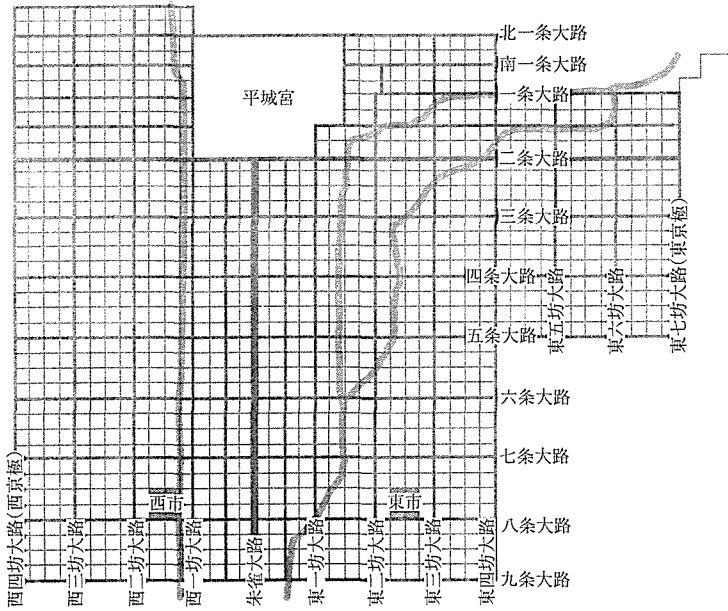
堀 健 彦

【要約】 廢都後の平城京城は貞觀六年の「都城道路變為田畝」という記事により、大部分が早期に水田化したとされ、興福寺藤下に成立した中世都市奈良のみが存続したと概説される。しかしながら、それを裏付けるべき、水田化の具体的な変化の過程やその空間的差異、推進主体ないし背景について、十全に明らかにされているとは言い難い。そこで、本稿では、平安期の平城京城を対象として、(1)土地利用変化のプロセスとその空間的差異の解明、(2)それに対応した領域編成形態の態様の抽出、(3)空間支配の歴史的展開への位置付け、という景観や領域形態という空間的次元を重視した三段階からなる検討によって、実証的な議論を行うことを試みた。

史林 八一巻五号 一九九八年九月

第一章 はじめに

和銅三年(七一〇)三月一〇日^①に藤原京から遷都された平城京は、都城北に宮を配置し、中央を南北に朱雀大路が走っており、これより東の京域が左京、西の京域が右京と呼ばれた。平城京には、左京八条三坊五・六・一一・一二坪に東市、右京八条二坊五・六・一一・一二坪に西市という二つの官設市場があった(第一圖)。奈良期の平城京の人口は、沢田吾一の推計で二〇万人内外^②、岸俊男の推計では七万四千から一〇万人程度とされており、当時の最大規模の都市であった。平城京は、一時的に都が移ることがあったものの、奈良期約七〇年間の都として存続した。



第一図 対象地域の概略

一方、奈良の旧市街地は、中世以降発達した寺院膝下都市としての由来をもつ。二つの都市的空間の間に位置する平安期の平城京域は、資料的制約もあり、平城京^⑤、中世奈良^⑥に比べ、検討されることが少なかった^⑦。それゆえ、平城京から奈良への転換の空間の様相が十全に明らかにされているとは言いがたく、貞観六年（八六四）の「都城道路變為田畝^⑧」という記事をもって、大部分が早い時期に水田化したとされ、興福寺や東大寺の膝下のみが存続したと総括されてきた。

けれども、通説的説明では、具体的にどのような過程を経て、都城という都市空間が農業生産可能な農村空間に変化したかについて実証的な議論はなされておらず、水田化・農村化を押し進める主体ないし背景、あるいは要因についての考察もなされていない。すなわち、結果のみが示され、具体的な過程の分析を欠いていると言える。さらに、このように時間的な展開についての検討を欠くと同様に、空間的視角が組み込まれていない。確かに水田化は進んだが、具体的に水田がいつ頃どのように分布していたかということは未だ示されていない。

である。

本稿は、これらの問題点を踏まえ、平安期平城京域の推移を検討するものであり、廃都で失われた都市的空間要素と保持された要素の整理から議論を始めたい。まず、廃都による最も大きな空間的変化として、官衙の廃止と人口減少による宅地の減少や道路の消滅が考えられる。さらに左右京—条—坊という支配単位とそれに対応した京職—坊令—坊長という支配機構の廃止も空間構造を大きく変化させる要因であった。一方、存続したのが、条坊地割・条坊呼称と寺院である。

都城特有の条坊地割が、廃都後も残ったのは平城京だけである。平城京の条坊地割は、京城を一五〇〇大尺四方^⑨の方格に区画するものであった^⑩。坊は南北に一条から九条まで九列、東西には右京では朱雀大路から西に四列が並んでいた。左京では、朱雀大路を中心線として折り返した部分に加え、外京と称される張り出しがあったと想定されている^⑪。

寺院に関しては、永島福太郎が、「長岡京遷都とともに、平城京内はしだいに田園化した。だが大社・大寺は残り、荘園領主としての勢威を保ち、堂塔の建立などが相次いだため、社人寺人が社寺の付近に居館・僧坊を設け、隸属民の小屋も立ち並び、古代都市とはまったく性格を異にする都市が形成されていった。そして一二世紀には東大寺・興福寺・元興寺ならびに春日社周辺に門前郷が発達し、東大寺七郷・南都七郷などが成立し、商工業者の座も形成されるほどになった^⑫」と寺院の存続を軸に据え、平城京から奈良への推移の空間的様相を説明している。永島は、包括的に奈良関係の歴史状況を把握した上で多面的な考察を展開しており、一連の著作はこの地域の歴史の全体像を提示しているだけでなく、その中には平城京から奈良への移行過程に関連する事実の指摘や示唆が散りばめられている。しかしながら、既に指摘したように、平城京から奈良への移行については、幾つかの点でさらに実証的に検討すべき論点が残されている。

その際、まず注意したいのは、長岡遷都により平城京が完全に放棄された訳ではないことである^⑬。延暦一〇年（七九二）九月一六日には、越前・丹波・但馬など八方国に命じて、平城宮の諸門を壊し、長岡宮に移築させているものの、延暦三年（七八四）三月一〇日に左右鎮京使が設置され、延暦四年（七八五）八月に天皇が平城宮に一ヶ月間滞在し、延暦一一年

（七九二）一月に諸衛府に平城旧宮を守らせる命令を出すなど、平城京を維持する姿勢も同時に存在していた。そして、薬子の乱に際して、平城上皇が平城京への遷都を計画していること、乱後、官人を伴って平城宮に居住したことは、九世紀半ばの平城京が完全に廃絶していなかったことを窺わせる^⑬。

この点を踏まえた形で、近年の瀧浪貞子や館野和己の研究では平城京の条坊、支配機構、京戸といった空間的な形態や領域的な支配体系と関連する論点を検討し、都城の統治機構廃止後も暫くは「京」としての性格を維持したことを指摘する。このような事実の解明とそれに基づく指摘は、廃都Ⅱ水田化としてとらえられてきた廃都後の平城京の展開についての再考を促すものである。と同時に、そこからは、かつて都城であった平城京という空間が後世にどのような影響を及ぼしたかということを考える必要性、さらには平城京域における領域の編成形態と支配機構の分析の必要性を導くことができる^⑭と筆者は考える。けれども、既往の議論では、対象期が平安初期に限られており、平城京から奈良への推移の議論には収束しない。これは、古代史研究と中世史研究という使用資料の相違に起因するとも思われるが、平城京から奈良への推移を考えることを目的とするならば、平城上皇期に加えて、少なくとも鎌倉期初期の中世史研究による中世都市奈良の研究との接合が可能になる時代までを視野に入れた議論が必要となる^⑮。

さらに平安期平城京域を考える際、都市史研究と寺院史研究の動向を視野に入れて議論を進める必要がある。都市史研究においては、平城京は古代都城の都市として取り上げられることが多かったが、平安初期平城京が「京」としての性格を有していたという先の指摘を踏まえるならば、平城京域における中世的空間構造への移行過程の分析と、その位置づけが都市史研究において求められていると言える。また、平城京を考える際に十分留意が必要なのは、平安期に平城京域の寺院の中でも興福寺が有力化し、大和国支配を固めていったことが重要であるが、寺院の膝下たる平城京域という空間の編成形態と近年の寺院史・寺院経済史の知見とは、ほとんどといってよいほど接点を持っていない。

総括すると、研究史上の重要性にもかかわらず、廃都後の平城京のありようについては、平安初期について考察が若干

存在するものの、全般的には具体性を欠いていることが分かる。それゆえ、平安期の平城京全域を対象として、空間利用と空間支配、領域編成形態の変化の様相をできうる限り具体的に示した上で、歴史的過程との関連を重視しつつ、平城京域という空間の変化についての見通しを提示することを本稿の課題として設定したい。

- ① 「続日本紀」
- ② 沢田吾一「奈良朝時代民政経済の数的研究」富山房 一九二七
- ③ 岸俊男「古代宮都の探究」瑞書房 一九八四
- ④ 平城京域という語の指示範囲を明確にしておきたい。本稿では、平城京域と呼ぶ場合、東京極大路以东の東大寺や春日社等の敷地は含まない。これらも含める必要がある場合、平城京域及びその周辺と表現する。また、奈良の範囲は、東大寺や興福寺の膝下を指すものと、本稿ではしておく。
- ⑤ 平城京の都市的構造に関連する研究には、発掘調査も含め枚挙に暇がない。それゆえ、行論上必要な文献に関して示すこととする。
- ⑥ 中世奈良の都市構造全般については、a 永島福太郎「奈良」吉川弘文館 一九六三、b 同「奈良文化の伝流」中央公論社 一九四四、c 奈良市史編集審議会「奈良市史 通史二」吉川弘文館 一九九四、d 稲葉伸道「中世都市奈良の成立と検断」五味冬彦編『中世を考える 都市の中世』吉川弘文館 一九九二などで、論じられている。
- ⑦ 問題の所在については、「座談会 日本史上の奈良」中塚明編『古都論—日本史上の奈良—』柏書房 一九九四にも示されている。
- ⑧ 「日本三代実録」貞観六年一月七日条
- ⑨ 町田章「平城京」ニュー・サイエンス社 一九八六。なお、平城京では道路幅が独自に取られていなかったのだ、実際には、接している二本の道路幅分の半分を除いたものが一ブロックの幅となる。
- ⑩ 平城京では、一坊は一六のブロックからなっていた。
- ⑪ この名称は、関野貞『平城京及大内裏考』東京帝国大学紀要工科第三冊 一九〇七が用いた用語である。
- ⑫ 同様のものとして、右京一条北に二町分の北辺坊と称される部分がある。
- ⑬ 前掲 第一章⑥ a
- ⑭ 空間の上でも都市奈良と農業空間となっていた奈良以外の平城京域を分けて論じるというスタンスになっている。
- ⑮ 大井重三郎「平城古誌」初音書房 一九七四
- ⑯ 「続日本紀」延暦四年八月二四日条
- ⑰ 「日本紀略」延暦一年二月二八日条
- ⑱ 「日本後紀」弘仁二年七月一三日条、「類聚国史」太上天皇条 弘仁一四年四月二日
- ⑲ 前掲 第一章②、後掲 第一章② b に詳しく状況が示されている。
- ⑳ 瀧浪貞子「京戸の存在形態」古代文化四三二 一九九四
- ㉑ a 館野和己「平城京その後」『日本古代国家の展開 上巻』思文閣出版 一九九五、b 同「平城宮その後」『日本社会の史的特質 古代・中世』思文閣出版 一九九七
- ㉒ ただし、本稿では行論上必要がある場合、ないしは資料的制約上、後世の資料から遡及的に平安期の状況を議論せざる得ない場合においては、鎌倉期以降の資料を用いて議論を行う。しかしあくまで議論の中心は平安期の状況にある。

第二章 空間利用の展開

奈良期の空間利用は、平城宮に近接する場所に王族貴族の広大な屋敷が展開し、平城宮から離れた京域南部に下級官人や庶民等の零細な屋敷が存在していたという空間構造があったことが明らかになりつつある^①。宅地としての土地利用は、平城京のほぼ全面に展開していたと考えられ、平城京域は都がおかれることで宅地としての土地利用が卓越した空間となっていたことを議論の前提に据えることができる。

それでは、このような平城京の空間構造は廃都後、どのように変化したのであろうか。本章では、文書資料と、発掘データとを用いて、平城京域の土地利用の変化と、その空間的展開の諸相を明らかにしたい。

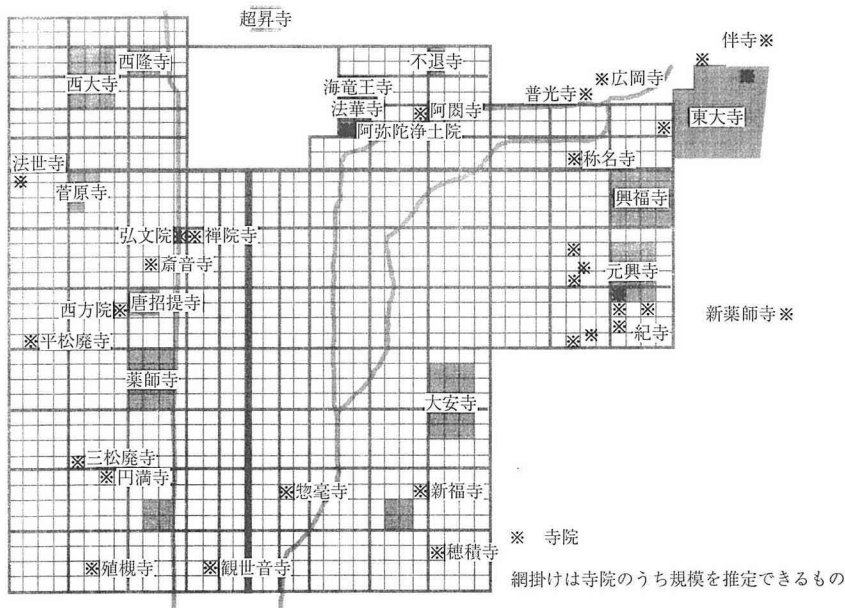
第一節 寺院の分布

まず、廃都後も存続した要素の一つである寺院の立地を、次節以下で土地利用を考えるに先だって押さえておきたい。

第二図に平城京域とその周辺での寺院分布を示した^②。これから、外京域とその周辺に多くの寺院が集中し、右京にも寺院が数多く存在するのに対し、左京の三条～七条・一～五坊の間には、大安寺を除いて主要寺院がないことが見て取れる。

第二節 土地利用の変化

通説において、平城京の急速な荒廃、水田化を示す際にまず引用されるのが、「都城道路変為田畝^④」という九世紀半ばの文言であった。これ以外にも、九世紀半ばでの都市的機能の衰退、景観変化を物語るものとして、平城京が水田ないしは空地として下賜された記事がある（第一表）。これらの記事は、平城上皇の亡くなった天長元年（八二四）以降のもので、平城宮廃止後の状況を示しており、都市的な土地利用の衰退と荒地の出現、水田への転換ないし耕地化を伝える。



第二図 寺社の分布

第一表 平城京域の土地の下賜事例

年月日	対象	内容	出典
承和2(835)1・6	「平城旧宮処水陸地」40余町	高岳親王に与えられる	『続日本後紀』
承和3(836)5・25	平城京内空闲地230町	勅旨田が太皇太后朱雀院のために設定される	『続日本後紀』
貞観2(860)10・15	「大和国平城京中水田」55町4段288歩	不退超昇両寺に施入	『日本三代実録』
貞観4(862)6・14	平城旧京中勅旨田30町	高岳親王などに返還。同時に、興福寺宿院にも田が与えられる	『日本三代実録』
貞観8(866)3・28	「大和国平城内田地」16町3段120歩	従四位下行山城権守在原朝臣善淵に与えられる	『日本三代実録』

第二表 九・一〇世紀の土地文書例

年月日	対象地	地目内容	出典
延暦23(804)6・20	左京2条5坊7町	家地 相博	平25
大同4(809)6・6	左京2条5坊7町	開発により除帳	平25
仁和3(887)7・7	左京6条3坊15坪	家地 売買	平176
延喜2(902)12・28	左京4条2坊, 左京5条2坊, 左京5条6坊	園地 施入	平4551
延喜5(905)7・11	左京5条6坊	田地 佐伯院を大寺東南院に附属する	平192

これら賜与された土地は広大で、例えば、承和三年の朱雀院の勅旨田の面積は京全体の一四〇％程度にあたっており、興福寺や薬師寺等の広い面積を占める寺院が京内に存在していることも勘案するなら、この勅旨田は平城京城のかなりの部分を占めることになる。二三〇町全部が水田化していたわけではないが、大規模に空閑地が認定され、その開発が期待されていたことに注意しておきたい。

これらは、六国史に記されるような平安前期の土地利用の状況であった。次に、平安期から鎌倉中期ごろまでの証書類を用いて、より微細に、土地利用を把握する。一〇世紀頃以前の土地文書を第二表に示した。六国史が水田への志向性を物語っていた九世紀には、現存文書数が少なく、坊内での位置が示されないことも多い。しかし、一〇世紀初のデータも含め、田という地目は少なく、家地・園地が多い。

そして、延喜二年（九〇二）の太政官符で園地であった左京五条六坊は、延喜五年（九〇五）の施入状では田地とされている。また、延暦二三年（八〇四）の売券で家地であった左京二条五坊七町の地は、大同年間に至り開発が行われている。このような園地・家地から水田へという志向性は、六国史の記事内容と合致する。

次に、東大寺関係の資料にみえる一〇世紀の土地利用を検討する（第三表）。九世紀半ばの「東大寺封戸荘園并寺用帳」からは、東大寺が平城左京に水田を四町九段二八〇歩、畠を四町二段一三〇歩領有していたことが分かる。注意しておきたいのが、水田と畠の合計規模からみて、左京二条七坊の雑人の居住地が畠として把握されていた点である。水田では直米が算出されるのに対し、畠には直米記載が見えず、直米が賦課されていない。畠という地目は律令で規定されていないが、土地利用上は園地と大差なく、制度的には園地と同様に不輸租と考えられており、平城京城の土地は、まず、土地利用上も地目上も園地・畠となったと思われる。

以上、廃都により平城京城の土地は園地・家地とされたこと、水田化を志向した土地利用変化が九・一〇世紀を通じて進められ、『東大寺要録』所収の「諸国諸庄田地 長徳四年注文定」に「陸田ゆ治開田」と見えるように、平城京城におい

平城京域内の土地 (含 推定)

湛照僧都分付帳 (『東大寺要録』所収 978~984年前後)	諸国諸庄田地 長徳4年注文定 (『東大寺要録』所収長徳4年(998))
寺廻並隨近田地 地坊田1町5段 陵畠地2町3段 在施入官符公駱 凡田1町5段 在園券公駱 墳田1町2段 西市地120歩 東市地1町2段10歩 和田1町2段	畠 陸田治開田3町4段 在平城京左1条2坊佐保里 佐保院田4町3段60歩 平城田村地2町4段248歩 4条2坊12坪1町2段124歩 5条2坊9坪1町2段124歩 同京4条5坊墳穴田1町2段124歩 同京八条市庄田1町2段124歩

て、土地利用が家地から畠、畠から田へと転換したことが読みとれるだろう。

この変化のパターンを通時的に追跡できるのが、右京五条二坊一三坪の事例である。まず、この地は承元五年(一一二一)に、「処分与 私領敷地畠事 合口貳丈三尺 長十六丈也 在右京五条二坊十三洋^⑤」とあり、敷地畠として現れる。その一〇年後に、敷地畠に東接する土地が「沽却私領家地事 合南口三丈九尺、長十六丈 在右京五條二坊十三坪^⑥」と家地として見える。このあと、安貞三年(一一二九)二月一八日に敷地畠であった土地が畠として見える^⑦。さらに寛元元年(一一二四)三月六日(二八日)には、「沽却 私領畠地事 合東西拾丈捌尺 南北拾陸尺 在添下郡右京五条二坊十三坪 字田壘^⑧」とみえ、二つの土地を包摂する土地が畠地として現れる。さらに約百年後、貞和四年(一一三四八)に「沽却 田地事 合壹段余者 在添下郡右京五條二坊十三坪之内、字田壘^⑨」とあり、この時点で水田化したことが確認できる。

同様の変遷過程は、一三世紀に水田化された左京八条四坊七坪を取り上げた水野章二によっても確認されている^⑩。

第三表 東大寺関係資料にみえる

東大寺封戸莊園并寺用帳（平257）	天曆4年（950）11月20日
平城左京田畠9町1段340歩 2条5町2段100歩 7坊3町7段12歩 2里1町5段82歩 3条2腹見里1町5段	水田4町9段280歩 畠4町2段130歩 3町12歩雑入并杜丁等住居所、7段開発、活直米3石6斗4升、 2段88歩、荒、見田1町3段、活直米5石6斗7升、 3段、荒、1町2段見、活直米9斗
4条5坊担穴田1町2段120歩 八條市庄畠1町2段120歩、西市地120歩	直米6石1斗1升 西南角、

これ以外でも、左京七条四坊一二坪では一一世紀半ばから一三世紀半ばの間に家地・畠から田へと変化し、同一六坪では、一二世紀半ばに田畠から田へと変化している。一方、一一世紀半ばに田であった左京五条五坊七坪のような例もある。

九・一〇世紀に家地・園地という地目が多くみられた一方、それが「開発」され水田化する部分も存在していたことも考えあわせるならば、水田化は統一的に進められたのではなく、場所によって時間差を伴いつつ進行していたこと、その際には一気に水田化されるのではなく、家地から畠、畠から水田への転換という二段階を経たという見通しを得られよう。これは、平城京域では、都城としての大規模な都市計画と造成工事により、ほぼ全面が一旦は宅地となったこと、平安期の水田の現作率がそれほど高くなく、耕地としての安定性が低いことが背景となっていると思われる。それゆえ、水田を志向していても、一気に水田に転換するのではなく、まず畠として利用し、水利条件の整備を経て、水田化することが、現実的方策であったと考えられる。

前節で明らかになった空間利用変化の大筋を踏まえた上で、次に家地を中心として土地利用の空間構造を検討したい。

第一項 証文類にみえる家地の立地

第三図は証文類などの資料から、一一世紀から一三世紀半ば頃の土地利用を、地図化したものである。これから右京左京間わず水田という土地利用が出現していることがまず見て取れるものの、同時にいくつかの地点では家地や畠などの土地利用が存在していることも同時に読み取れる。

前稿^⑩で指摘したように、平城京域の証文類のうち、一二世紀半ばに、東大寺や興福寺膝下の土地を表現する場合、条坊呼称法を使用せずに、道路名や字名等のみで表現する例がみえることは、一一世紀末から一二世紀初頭の京都の売券類にみられる変化と共通する呼称法の変化である。^⑪この京都の変化は、都市住民の主体的結合を背景としたもので、平安京から中世京都への転換を示すものであると評価されている。^⑫それゆえ、このような変化が生じている地区は、古代的都市から中世的都市への転換の可能性が認められよう。

そこで、家地の表現法に注目し、この点をさらに考える。家地規模を示す形式として、一区など区で示すもの、町反で示すもの、一処とするもの、丈尺によるものなど、多様な形が存在する。^⑬このうち、区で表現する形式が最も早く見え、奈良期平城京の家地売券にも共通する形式である。次に、丈尺で規模を示す方法だが、これは大和国では一二世紀に初見する。丈尺による表現は都市特有のもので、京都・奈良・鎌倉に限られていたという指摘^⑭がなされている。実際、興福寺や東大寺の膝下地区では、七尺が一間となる七尺間定の丈尺表現が数多く見られるが、それ以外の平城京域でも、丈尺で示している例が三例、左京二条三坊四坪（法華寺南）、右京五条二坊一三坪（薬師寺北）、左京九条三坊九坪（東市周辺）、見

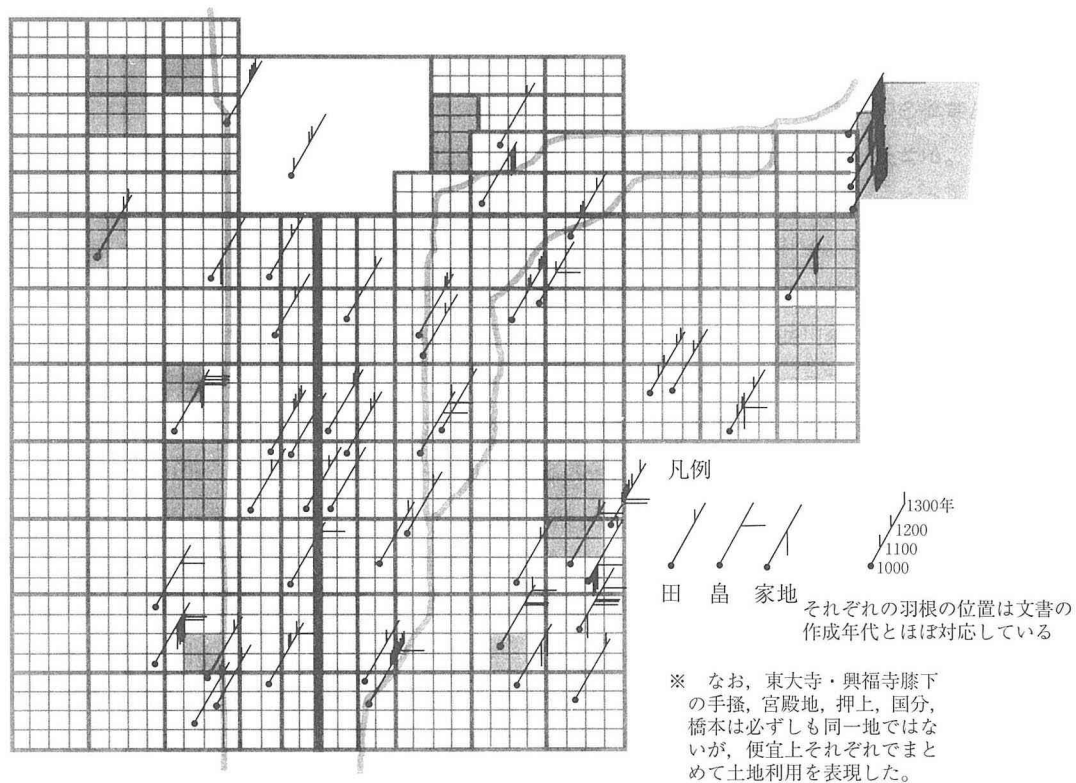
える。また、平城京域に限らず、大和国では、管見の限りでも、法隆寺の膝下などで丈尺による表現がみられる。^①

東大寺や興福寺の膝下地区以外でも、丈尺によって表現される場合が存在したことは注目に値する。このような表現がなされる場所を都市として措定するならば、平城京域では、東大寺や興福寺の膝下地区以外でも都市的景観が存在していた可能性があるからである。そして、丈尺で示される家地が町反で示される家地に比べかなり小規模な土地である点も勘案するならば、先の措定の妥当性はさらに高まろう。

ところで、畠と園宅地との間には実質的土地利用の上では大差がなかったという指摘や、一〇世紀の東大寺関係の資料で居住地が畠として扱われていたこと、水田化は家地→畠→田と進行することなどを念頭に置くならば、畠は家地と実態上極めて類似したものであるか、最近まで家地として利用されてきた土地であると考えることができる。^②

そこで第三図から家地と畠の立地を探るなら、先の三例以外に大安寺周辺、西市周辺などに家地が存在すること、畠が家地に近接して存在する場合が多いこと、河川沿いに立地する家地や畠が多いことが分かる。家地ないし畠という地目で示される田地以外の土地利用が維持された背景として、法華寺、薬師寺、大安寺、さらには東大寺、興福寺といった寺院との近接が想定されるが、それ以外にも、流通経済との関連も考え得る。まず、左京二条三坊四坪などは、後述するように京都との交通路に近い場所であった。また、平城京東西市周辺に家地ないしは畠が存在することは、都城に起源を持つ市場が一・一二世紀頃においても経済流通機構として機能していた可能性を示唆する。特に東市は辰市として平安期にも市場として機能していたことが枕草子などに見えている。^③このような視点で、寺院と近接しない一二世紀代の家地・畠地を見るならば、水運に利用されたと推定される河川に近接しているものが多いことが見て取れる。^④

以上から、家地の維持と関連が深かったのは、有力寺院との近接と、交通・経済上の利便性の有無ではなかったかと推測することが許されるだろう。



第三図 11～13世紀証書類に見える土地利用

第二項 発掘調査で検出された家地の立地

証書類で拾うことのできる地点は限られる。よって、次に発掘調査によって検出された建物遺構の立地を検討する。ただし、平安初期については、平城宮存続に示されるように、奈良期に建てられ、廃都によっても壊されずに平安初期まで存続した遺構が比較的多くあったことが発掘でも確認されており、平安初期を対象期間から除く。また、東大寺・興福寺膝下は、証書類に見られるように平安期にも家地が集中していたこと、発掘でも奈良期から現代に至る各期の遺構が検出されること、何回もの整地により、遺構がとらえにくくなっていることなどから、当面の検討から外しておく。

①平城宮第二次大極殿跡で、九・一〇世紀頃と中世の建物遺構を検出する。第一次大極殿地区では、平城上皇期に続く時期の建物遺構が存在する。推定第二次内裏でも平安鎌倉期の建物遺構が多数検出される。平城宮西部の平城宮馬寮地域から一四世紀頃まで存続した集落遺構が検出される。さらに東院地区でも建物遺構を検出する。

②右京一条北辺三坊七坪で、平安初までの建物三棟とその上面に位置する建物遺構一棟を検出する。北辺四坊四坪からも平安期の建物遺構を検出している。

③右京一条二坊六・一一坪から平安期と思われる掘立柱建物を二棟以上、右京一条二坊一・二坪の西一坊大路路面上からも建物遺構が検出されている。

④右京二条二坊七・八・九・一〇坪では二・三世紀の建物遺構が存在する。柱掘形から一三世紀の瓦器が出土する建物遺構が右京二条二坊一六坪で検出されている。右京二条三坊二坪でも掘立柱建物九棟他が、三坪では奈良～平安期の遺構が検出されている。六坪、七坪、一一坪でも平安期の建物が検出されている。

⑤右京三条三坊一坪では、奈良期の遺構と一二世紀後半以降の集落遺構を検出している。これは奈良期の遺構が一旦、廃絶した後、一二世紀に集落が営まれたことを示している。

⑥左京一条三坊一六坪で平安期の小規模建物群を検出する。左京二条二坊一三坪で奈良期以降、約三〇〇年間継続的に

建物が存続した。左京二条三坊三坪^⑩、同六坪からは平安・中世期の建物を検出する。左京二条四坊二坪^⑪では、平安初期までの遺構と、平安後半から鎌倉期の遺構を検出している。後者について報告では馬具が出土していることを重視して、佐保田庄と関連する遺構と捉えている。この東隣の七坪^⑫からも奈良期と一二世紀頃の建物遺構が検出した。

⑦左京三条二坊三・四坪^⑬、同一〇坪でも奈良末以降と推定される遺構が検出され、同一五坪でも、平安初以降の建物を確認している。さらに左京三条三坊一二坪で、小規模ながら継続的な建物造営の可能性が指摘されている^⑭。

⑧大安寺外、その周辺では、左京六条三坊一四坪^⑮では平安末期まで継続した掘立柱建物と井戸を検出している。

⑨八条二坊二坪^⑯から八〇九世紀の遺物を柱穴から出土する建物遺構が発見されている。東市跡推定地では左京八条三坊六坪で、九・一〇世紀頃の建物、井戸が検出されている^⑰。この六坪は、証書類から分かる土地利用では一二・一三世紀には家地であった。さらに一一坪で、鎌倉期遺構が検出されている。東市跡では、平安初期の遺構は東堀河、橋梁なども含めて多く検出されている。

このように限定を設けた上で、廢都後も積極的に維持され存続してきた家地を地図上に落としたのが、第四図である。建物遺構から判明する家地的土地利用は、平城宮西側から右京一条二坊付近、右京三条三坊、平城宮東南部、大安寺周辺、辰市など、いくつかの地域に分散しつつ展開している。

本項では最も限定的に家地存在の可能性を認定しており、例えば井戸の存在から建物遺構の存在を想定するなどして認定基準を緩くするならば、平安期平城京城には、さらに広範な家地的土地利用が存在していたことが推測される^⑱。

ここで、前項で一一・一二世紀中頃の証書類で見られた家地ないしは畠の分布と発掘で検出された建物遺構の分布を比べる。まず、発掘によって平城宮東南部で検出された建物遺構は河川沿いに立地し、東市跡や大安寺周辺でも建物が存続していることが見て取れ、前項で推定した家地と流通経済機構との関連性を裏付けていると言える。

これに対し、証書類で水田化していたと考えられた平城宮域や西大寺周辺では、発掘で建物遺構が検出された坪が数多

く存在しており、証文類と発掘の示す状況に相違がある。

また、右京域南部ではいくつかの地点で、証文類では家地・畠が見えているが、発掘では建物遺構が検出されていない。ただし、右京域南部では土取りによる遺構の破壊が多く見られるといった状況や、できうる限り限定的に建物遺構をとらえるという本稿の認定基準による限界もあり、速断は控えたい。

いずれにせよ、発掘調査で明らかになった建物遺構分布と証文類から判明する家地分布には、重なる部分と相違する部分とがあり、両者をめぐる資料的制約の現状からみて相補的な位置にあつて家地という土地利用の存続を示していると考えらるべきであろう。

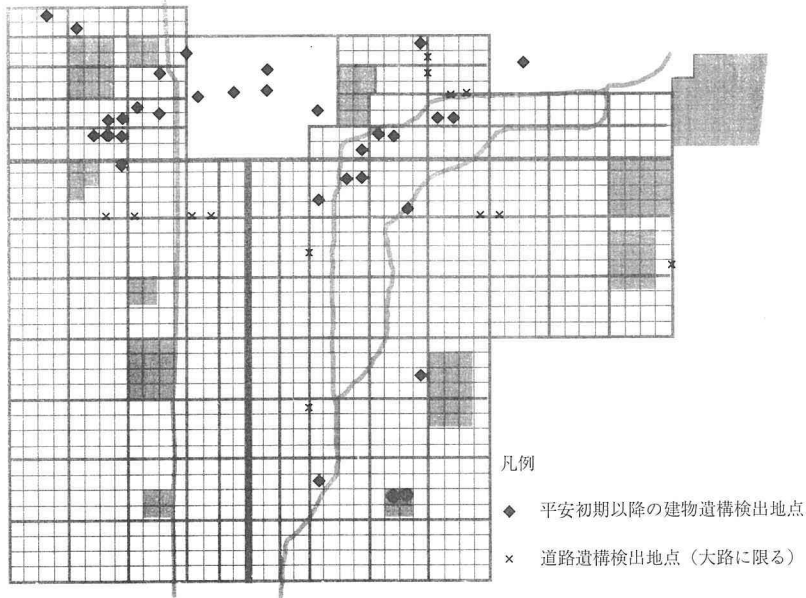
第四節 道路の存続

本節では、貞観年間の官符で田畝となつたと表現された都城道路の存続状況について、大路を取り上げて見ていきたい。^①

① 一条大路は、左京二条四坊八坪の調査、同九坪の調査で、南側溝を検出し、八坪で底面より奈良期から中世までの遺物を出土する。法華寺・不退寺に近接する調査地付近で溝が随時浚渫され、道が中世まで存続した。

② 三条大路に関して、右京三条一坊一二・一三坪の調査^②で北側溝と路面が検出されている。溝は四度にわたる改修が考えられており、平安初期以降まで存続した。右京三条三坊五坪^③では本来の溝は検出されていないが、中世溝が上面を覆っており、これが中世の側溝であった可能性もある。右京三条二坊一三坪^④では、後世の削平を受けているが瓦器を含んだ溝を検出している。左京三条四坊一三坪の調査^⑤でも、北側溝と、その上面で中世遺物を含んだ溝を確認している。以上は北側溝だが、南側溝については左京四条五坊一坪^⑥で本来の溝を継承する位置に一三世紀以前の溝を検出している。

③ 東一坊大路西側溝は、左京四条一坊一四坪^⑦で、溝位置を踏襲したと考えられる中世溝を検出している。左京七条一坊一六坪^⑧で検出した西溝は東溝に比べ規模が非常に大きく、単なる道路表面の排水処理以外に東堀河や西一坊坊間大路西



第四図 発掘で検出された建物遺構と道路遺構

側溝と同様に運河としても機能したと考えられているが、奈良末には堆積が進み、平安末に廃絶した。これらは廃都後の大路存続事例だが、左京三条一坊一五坪^①や同一六坪、左京四条一坊一五坪の調査では、東一坊大路は奈良末に廃絶しており、東一坊大路全体を維持する営力が働いていたとは考え難い。

④左京一条三坊一三・一四坪では東三坊大路の西側溝が二層検出されている^②。下層では奈良末期から平安期間に大規模な浚渫工事がなされ、平安初期まで使用された。中でも天長年間の年紀をもち、遺失物を探するため掲げられたと考えられる告知木簡の出土は、九世紀頃の往来が盛んであったことを示している。この下層溝が埋没した後、ほぼ同じ位置に設けられた上層溝は一〇世紀頃に埋没している。一四坪付近で検出された東側溝は九世紀頃に大規模な改修を受け、平城京計画当初の向きを失ったと考えられるものの存続しており、西側溝の状況と対応していると言える。

⑤東七坊大路については、大乘院跡^③で、西溝推定位置で奈良中頃から一〇世紀頃の遺物を含んだ溝を検出し

ている。

以上についても第四図に落とした。これから、全ての都城の道路も直ちに田畝となった訳ではなく、大路の存続期間は、廢都直後に廢絶したもの、九世紀代まで存続したもの、中世においても存続していたものに大別できることが分かる。存続した大路のうち、平城宮東の一条大路や東三坊大路等は、京都からの勅使や貴族が東大寺・興福寺の交通路として使用されると同時に、木津川水運の拠点たる木津と平城京域とを結ぶ道路でもあった。また、三条大路は、生駒山を越えて河内にいたる暗越奈良街道に連なり、平城京域から西へと至る際の道として利用されたと考えられている。よって、これから平城京域と他地域とを結ぶ重要なルートほど遅くまで維持されたことが推測できよう。

第五節 その他の空間利用

文献上では確認できないものの、発掘で明確に判明する空間利用として、粘土採取目的の土坑がある。土坑には、祭祀用土坑、不要物投棄用土坑等、多様な目的の多様な形態が存在するが、粘土採取目的の土坑は、不整形で、粘土層の部分を選んで掘っている等の特徴を持つ。粘土採取土坑の分布は、右京城南部を中心に京域にほぼ偏りなく存在している。相伴する瓦器等の年代から、採取が中世、より具体的には一二世紀頃から開始されたことが推定されている。大和国では、一世紀前半から瓦器の生産が開始され、一五世紀前半頃まで続いたことが明らかになっており、粘土採取土坑は土器等の製作との関連で考えることができる。

さらには、精銅・製鉄関係の遺構が奈良期に引き続き平安期にも検出される。例えば左京二条二坊一四坪、左京六条一坊二坪、右京一条北辺三坊七坪、右京八条一坊一三坪等では、多量の炭化物、鉍片、るつばなど鍛冶関係の遺物などが出土し、平城宮域でも第一次大極殿地区や朝堂院跡で精銅ないし製鉄跡が検出されている。

平城京域では奈良末から平安初期まで建物が存続するケースがあることが発掘で判明している。これは証書類でみた場合、家地・園地という地目が多く見られる状況と対応している。六国史に見える平城京域における土地の賜与記事などからみて、平安初期の平城京域は水田化することが期待された土地であった。しかし、証書類等を用いた微細レベルでの検討では、水田化への志向性は認められるものの、九・一〇世紀の段階では、園地・家地と水田が混在していた。

そこで、土地利用変化を辿ったところ、水田化は一気に進むのではなく、家地から畠への転換、そして畠から水田への転換という二段階を経たという見通しが得られた。このような土地利用の転換過程を踏まえた上で、土地利用の空間構造を、証書類にみえる家地の分布と発掘調査で判明している建物遺構の分布から検討したところ、広範な水田の成立は平安後期以降に想定されるものの、地域差を伴いつつ水田化が盛んに図られたことが明確になった。一方、法華寺南、薬師寺北、東市周辺で丈尺による表現がなされており、都市的要素が存在した可能性が指摘できた。家地・畠といった水田以外の土地利用が行われた理由として、寺院との近接以外にも流通経済との関係が考えられる。

そこで、道路の存続状況を押さえたところ、道路も地域差を伴って存続しており、平城京域と他地域とを結ぶ重要なルートほど遅くまで維持されていることが明確になった。さらに、平安期平城京域では大規模な土取りとそれを用いた土器生産が行われていたと考えられ、以上から、家地や道路の存続とも相まって、水田化以外の旺盛な生産活動の継続状況が浮かび上がってきたと言えよう。

① 金子裕之『平城京の精神生活』角川書店 一九九七

② 発掘調査でも、丘陵地では条坊や道路遺構が検出される場合とされない場合とがあるが、平野部では後世の削平などがない場合、奈良期

の遺構が存在することが多い。

③ 資料的制約により、全ての寺院の規模を確定することは困難であるが、本節では、平城京域というマクロレベルでの空間分布を問題とし

ており、規模の判明するものと、一町以上を占めるような、極めて大規模な寺院について押さえた。

- ④ 『日本三代実録』貞観六年一月七日条
- ⑤ 外京を一二坊分として考え、宮部分も含めた場合の数値である。
- ⑥ 平二五七
- ⑦ a 彌永貞三『日本古代社会経済史研究』岩波書店 一九八〇、b 金田章裕『奈良時代の土地管理と小字地名的名称』史林七八―四 一九九五
- ⑧ 鎌一八六一
- ⑨ 鎌二七二五
- ⑩ 鎌三八〇九
- ⑪ 鎌六一九五
- ⑫ 百卷本東大寺文書六六
- ⑬ 水野章二『平安期の垣内』史林六五―三 一九八二
- ⑭ 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』岩波書店 一九六七、吉田晶「平安期の開発に関する二、三の問題」史林四八―六 一九六五等。
- ⑮ 拙稿『平安鎌倉期大和国における空間表現の基礎的研究』人文地理 四九―一 一九九七
- ⑯ 東京極大路よりも西側の平城京域に限っている。
- ⑰ ただし、一〇世紀から道路の交会点で位置を示す表現が記録類に見えている。
- ⑱ 秋山国三・仲村研『京都「町」の研究』法政大学出版局 一九七五等。
- ⑲ これ以外の表現形式として、故尚蔵徒二位緒継女王から家別当水原利行に下賜された家地を四畑と表現している例が目を引く。これは平城京の四戸分の宅地面積を示していると考えられる。
- ⑳ 松尾剛次「中世都市・鎌倉」五味文彦編『中世を考える 都市の中

世』吉川弘文館 一九九二 九五頁

- ㉑ 一三世紀末においては、添上郡四条五里二七坪の幸井島を「合口四間、奥三六間」と表現する例が見られる。鎌一七二六〇
- ㉒ 前掲 第二章⑦a。しかし、丈尺で示されるような家地と畠地の間には大きな差異が存在した可能性もある。
- ㉓ ただし、畠と認識・表現されることは宅地からの変化、田地への志向を示していると考えられるのであり、園宅地と畠という表現の間には、差異は存在したと考える。
- ㉔ 『枕草子』一四 市は
- ㉕ 水運については田辺征夫「平城京東西市と大和川水運」『歴史学と考古学』真陽社 一九八八」が、廢都後も大和川水運が機能していたことを指摘している。
- ㉖ 平城京域では粘土採取目的の土坑とそれに伴う土器が広範に検出されており、瓦器などの土器のみで建物遺構を想定するならば、恒常的な居住が存在しないケースも居住として認定してしまうおそれもある。同様に、溝や井戸、柵列も水田耕作と関連をもつ可能性がないとはいえない。そこで、家地の立地を問題とする本稿においては、確実に存在していた建物と居住を把握するべく、建物遺構として検出されている遺構のみを対象とする。そして今後、これを踏まえた上で、他の遺構や遺物を押さえ、議論を進めていくこととした。
- ㉗ この区域は都市化がかなり進行しており、発掘も小規模なものが多いため、全体像をつかみにくいという問題もある。
- ㉘ 各報告書の時代記載方式、程度に相違があり、分布を考える場合、平安期をフラットに扱っておく。
- ㉙ 『平城宮発掘調査報告一四』奈文研学報五一 一九九三
- ㉚ 『平城宮発掘調査報告一一』奈文研学報四〇 一九八二

土器片がわずかに出土している。

⑦⑥ 平城宮跡第二三四—九次

⑦⑤ 『奈良県遺跡調査概報 一九八五年度（一）』樞考研 一九八六

⑦④ 『平城宮発掘調査報告六』奈良学報 三三 一九七五

⑦③ 奈良市大乗院跡第二五次

⑦② 田中琢『平城京』岩波書店 一九八四 一二五頁

⑦① 大路について整理した本節では示せなかったものの、大路より下位レベルの道路も地域差を伴って廃絶しており、このような差異が、寺院の存在、建物遺構や証文類にみえる家地の存続状況と、より直接的に対応していることは、当該期における平城京域における諸活動の展開と対応しつつ、道路が存続したことを端的に示していると言える。

⑦⑦ 土坑とは、柱穴、井戸、溝などの明確な遺構以外の遺構を指すものとして作られた概念であり、それゆえ、その内容には極めて雑多なものが含まれている。

⑦⑧ 大川清・鈴木公雄・工楽善通編『日本土器事典』雄山閣 一九九六

第三章 領域編成の諸形態

本章では、前章で明らかにした空間利用の展開が、領域編成形態といかなる関係をもっていたかを検討したい。

廃都後の領域組織について、館野は、朱雀大路を境として再び添上郡と添下郡に分かれたこと、『続日本後紀』承和三年五月癸亥条、『日本三代実録』貞観二年一〇月一五日辛卯条などに示されるように、平城京という名称が生きていたことを指摘している。^①これは、証文類等の記載でも左京が添上郡、右京が添下郡となっており、二世紀後半以降のことである。廃都し

ば第四表のように、文書表現上、添上郡左京と郡名を冠して表現されるのは、二世紀後半以降のことである。廃都し

⑧④ このような土製品の平安期平城京域における流通状況については、

大治一年（一一二六）十一月九日に、仁和寺再建のため、南都で瓦を交易し、泉木津を経由して調達していることから窺い知ることができる（平二〇九六）。これは、平城京域で瓦が生産されていたこと、

瓦の交易が可能な程度の経済機能が存在していたこと、平城京域と泉木津を結ぶ道路が運搬道路として機能していたことを示す。

⑧③ 平城宮跡第八九次、一八九次

⑧② 『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市 一九七四

⑧① 奈良市第三三二次

⑧⑦ 平城宮跡第一六四—一〇次

⑧⑥ 東大寺周辺でも製鉄関係の遺物が検出されている。これについては、手掻で盛んであった刀生産との関係が示唆されている。『奈良県遺跡調査概報一九九三年度（一）』樞考研

⑧⑤ 平城宮跡第二七次

⑧④ 平城宮跡第一一二次、第一四〇次

くの時期は、同表に示したように平城を冠して平城左京のごとく基本的には表現される。「左京」単独で表現されるのは、一一世紀に入ってからである。よって、平城左京、左京、添上郡左京の順で表現が推移したことになる。すなわち、平城京域は、添上郡添下郡という郡名のもとに廃都後、直ちに編成されたのではなく、その間に左京・右京という単位で管理されていた時期が介在している可能性が強い。

左右京より、下位レベルの領域単位について、館野は、添上・添下郡とも長岡遷都以後、平城京域に新設された郷はなかったと結論している。^④筆者も館野の見解は妥当と考えるが、館野が不明とした廃都後の平城京域の領域構造とそれに対応した支配体系が問題となる。

『和名抄』記載の郷が存在しなかった点を考える際に、やや時代は下るものの、応永六年（一三九九）の「興福寺造営料大和国八郡段米注進状」^⑤（第五表）が示唆的であると思われる。その中で、注目したいのが、寺方の左京条内の所領である。それぞれ、東西は下津路・朱雀大路から田村河までの四坊分で、南北は各大路間の条を単位としている。これは一四世紀末の状況であるが、奈良期平城京の支配単位としての条と、形態の上では同一の領域形態である。それゆえ、奈良期の平城京の支配単位としての条を一四世紀末において、領域的に踏襲している可能性が導けよう。

次にこれらを踏まえ、寿永二年（一一八三）三月一六日の、春日御供預散位藤原能季が春日社領の辰市五箇条の惣追捕使補任に関して提出した申文をみる。筆者は、この申文の中の辰市五箇条という表現に注目したい。中世、辰市は、西九条・東九条・杏・八条の四郷で惣郷を形成しており、明治初頭の行政区画では、先の四郷の後継たる四村は、左京六条から左京九条の四条の間、約一二坊分ほどの領域を占めていた（第五図）。これらのことから、辰市五箇条とは、五条分の支配単位が辰市の名のもとに再編されていく状況を示しているのではないかと推測したい。^⑦

そして、第三表のような一〇世紀の史料でも、条を単位として所在がまとめられ、面積が算出されていること、石上英一が、長承三年（一一三四）の「大和国当寺敷地図帳案」^⑧の典拠となった資料として平城京域の条図の存在を想定してい

第四表 京呼称と郡呼称使用の関係

文書番号	時代	面積	地目	所在地
平24	0804(延暦23)6・10	1町	家地	平城京佐保河辺
平25	0804(延暦23)6・20	1町2段124歩	家地	平城京2条5坊7町
平176	0887(仁和3)7・7	4畑	家地	平城左京6条3坊15坪内
平4551	0902(延喜2)12・28	1町2反124×4	園地	平城左京5条6坊 葛木寺以東
平192	0905(延喜5)7・11	□町6段130歩	田, 寺家	平城左京5条6坊
平978	1062(康平5)1・27	6反	畠	平城左京7条4坊12坪西面
平1112	1075(承保2)4・12	6反	家地	奈良右京3条2坊5坪
鎌774	1195(建久6)3・5	3反	水田	添上郡平城左京7条2(坊)12坪
平4064	1182(寿永1)11・24	1反	畠	添上郡左京6条2坊8坪内
平4018	1182(養和2)3・12	2反	田	添上郡左京4条2坊5坪 東池
鎌499	1190(建久1)12・22	2反	水田	添上郡右京3条1坊12坪 宇鴨池
鎌774	1195(建久6)3・5	3反	水田	添上郡平城左京7条2(坊)12坪
鎌補497	1206(建永1)12・10	1反	田	添上郡左京7条2坊1坪
鎌補506	1207(建永2)3・16	2反	田	添上郡左京2坊5坪
鎌4238	1231(寛喜3)10・	3反	田	添上郡左京2条3坊8坪之内
鎌5105	1237(嘉禎3)1・24	1反	畠	添上郡左京6条2坊8坪之内
鎌5598	1240(延応2)7・	1反	田	添下郡右京3条1坊12坪 宇鴨池
鎌6058	1242(仁知3)8・10	南口東西7間3尺, 北口7間4尺, 南北5段切	家地	添上郡左京2条3坊4坪之内中御門
鎌6164	1243(寛元1)3・6	南口3間, 南北5段切	家地	添上郡左京2条3坊4坪之内中御門
鎌6195	1243(寛元1)6・28	東西10丈8尺, 南北16尺	畠	添下郡右京5条2坊13坪 宇田壘
鎌7214	1250(建長2)7・20	1反	田	添上郡左京4条2坊6坪 宇大森
鎌7620	1252(建長5)9・	1反	田	添上郡左京6条2坊8坪之内 宇平
鎌8570	1260(文応1)11・11	南口東西4間3尺, 北口東西4間4尺, 南北5段切	家地	添上郡左京2条3坊4坪内中御門北辺

第五表 一四世紀末における旧平城京城所在の荘園

応永六年(一三九九)正月十八日

添 上 郡	寺方	左京條内 三条四条通四坊分, 自下津路至田村河 同五條六條通 四坊分, 自下津路至田村河通, 同六條七條通 四坊分, 自下津路至田村河通, 付大安寺西浦 十二町 同八條九條通 四坊分, 自下津路至田村河通, 付辺条十四町 法華寺領四至内 東九条 大安寺四至内 濟恩寺庄	76町 3段 69町 9段半 46町 2段半 66町半 10町 8段半 44町 8段 17町 2段 4町 5段
	一乘院方	和泉殿垣内 正覚寺 惣在庁? 不退寺横田	9段半 5町 4段 6町 25町
	大乘院方	延命院? 浄照田?	田数不知 近年 1町 6町 6段大
添 下 郡	寺方	大臣院? 御散在? 今里? 超昇寺間田 興福院 佐保殿御領杜屋名以下三十一名 宿院領	6町100歩 6町 7段 14町 3段大 6町 4段220歩 17町 300町 田数百町在之
	一乘院方	平松 疋田 池内? 西京 興法寺? 菅原庄 超昇寺庄	13町 6町 9段 21町 6段大 9町 8段半 2町 2段半 24町 9段200歩 54町 7段
	大乘院方		

興福寺造営料大和国八郡段米注進状(春日大社文書七九九)による

?は所在不明のもの

「任貞和旧帳柱之」とある。

貞和三年二月の調査のことを指す

と見えるものの、具体的な空間形態を窺わせる資料はない。そこで、前章でも使用した、東大寺の平城京城における土地領有状況を記載する一〇世紀頃の資料（第三表）を用いて、この点を考えたい。

八条市庄は、奈良末に東大寺が購入した東市付近の土地、平城田村地とは、延喜二年の太政官符で東大寺に施入されたものであり、^⑭これらが施入や買得により集積されたことが分かる。そして、条坊坪付で表現されるもの、庄と名が付くものの、〇〇地として表現されるもの、田として表現されるものなど多様な表現形態をとるが、いずれもかつて宅地であったところに開発が加えられ水田化した、あるいは水田化しつつあると考えられ、土地利用に相違はあっても領域編成上は同一実態であったと考えられる。そして、これらは条坊の一坪程度を単位として、大きなものでも数坪単位までの規模におさまっており、総体としては平城京城内に散在している。すなわち、東大寺は様々な契機をとらえて、平城京城内の土地を集積し、営力を投下して経営を行っているが、個々の土地が何らかの形で領域的に編成を受け統合されているのではなく、領域的には、かつての敷地の枠組みや坪の枠組みを大きく越えた編成をほとんど受けていないと考えられる。

さらに、墾田をもとにして成立した荘園で左馬寮が経営する率川庄や、^⑮大安寺の園地等は、東大寺による寺領の編成と同様の領有形態であると考えられる。以上は、平城京以来の支配の空間形態を踏襲しており、このような領有形態を平城京城における領域編成形態の一つとして位置づけておきたい。

次に、前章第三節で証書類と発掘調査から明らかにした寺院ないし流通・交通との関連をもつて存続したと考えられる家地的土地利用と対応する領域編成を考える。

交通と結びついた領域編成に関して、京都から興福寺等への道筋にあたる左京一・二条周辺の状況を取り上げる。京都から春日祭に遣わされる祭使の宿所である梨原（梨子原、内侍原）^⑯の名は、まず延暦三年（八〇四）に勅旨梨原庄とみえ、^⑰鑄銭長官が管理していた。次に、天喜五年（一〇五七）にも内藏寮所領としてみえる。よって、京都から興福寺等への交通路の存続と関連して、宿舎等の奉仕を行うため、平城京城内に荘園が設定されている状況が見て取れよう。^⑱

寺院周辺に展開する家地・畠といった土地利用と対応する領域編成について、東大寺・興福寺膝下から検討を始めた。第三表に見える「二条七坊三町七段十二歩 三町十二歩雜人并住丁等住居所」や「寺廻並随近田地」は、いずれも東大寺膝下にあたり、一〇世紀の段階で東大寺が膝下地域を掌握していたこと、それは郷とは表現されていないことが読みとれる。

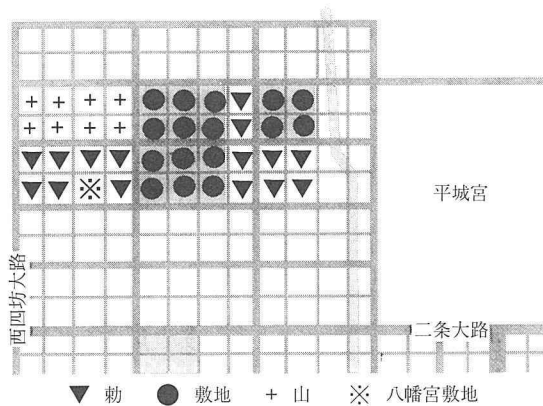
第六表は、証文類にみえる郷呼称を整理したものである。これから、一二世紀前半に平城京城で郷記載が出現していること、いずれも家地であることが分かる。そして、興福寺東郷や、東大寺郷今小路など、東大寺や興福寺といった寺社の名を冠した郷名が、まず出現することも見て取れるだろう。これらはその呼称からみて、寺院の周辺をルーズな形で編成したものであったと想像される。また、東里（郷）、西里（郷）という表現は、東京極大路を境として寺院の周辺を大別したものであり、先の寺院周辺をルーズな形で編成していた形態から大きく離れていないと言える。

永島が小郷と呼び、自治的地域の形成を示すとした、国分郷や手搔郷といった郷名が見えるようになるのは、一二世紀末のことである。一二世紀末は同時に、奈良における辻子呼称の初見時期でもある。従来、一部の研究を除いて、この表現の微妙な変化について注意が払われてこなかったが、この間の治承四年（一一八〇）には、平氏によって東大寺・興福寺とその膝下の殆どが焼失したとされる南都焼討ちが行われており、この変化を、より慎重に評価すべきである。発掘調査でも一二世紀後半から一三世紀前半の整地層が確認されており、焼討ちを契機として、東大寺や興福寺の膝下地区は、整地がなされ、新たな領域構造が形成された可能性が極めて高い。このように、先の寺名十郷や、東西郷よりも、より小規模な空間単位である手搔郷や今小路郷などが郷として析出・編成され、文書表現上にあられることは、従来より高密な寺院膝下の支配体制の成立と対応していると考えられ、中世奈良の基礎となる領域構造の出現を意味していた。

一方、菅原寺やその寺辺が荘園化したと考えられる菅原庄や齋音寺庄といった領域単位が「興福寺造営料大和国八郡段米注進状」中に見えることから見て、寺院膝下の編成は興福寺・東大寺に限られないことが分かる。例えば、長承三年（一一三四）の「大和国当寺敷地図帳案」(第六図)では、西大寺膝下が寺院敷地も含め注進されており、西大寺膝下の領

第六表 証書類において郷を使用する事例

時代	地目	目的	所在地	文書番号
1125(天治2)2・2	家地	売券	興福寺東郷氷室前	平2027
1125(天治2)4・26	家地	売券	興福寺東郷氷室前	平2037
1125(天治2)8・25	家地	売券	興福寺東里	平2050
1125(天治2)8・8	田畠敷地従者等	譲状	興福寺東郷氷室前	平2045
1150(久安6)8・25	敷地	売却	添上郡東大寺郷今小路南類	平2707
1193(健久4)3・	家地	売買	東大寺国分里押上河北辺奥	鎌663
1197(健久8)5・9	家地	売却	東大寺国分郷押上辻子之内	鎌914
1200(正治2)12・22	家地	売買	在押上, 従河北東口 但東大寺郷之内	鎌補382
1205(元久2)3・18	家地	譲状	添上郡東大寺手搔郷之内	鎌1528
1208(承元2)3・7	家地	譲状	添上郡手搔郷之内大道以西	鎌1719
1214(建保2)4・9	敷地	売買	東大寺郷内今小路南類	鎌2098
1225(嘉禄1)12・14	家地	売買	東大寺西里郷内宮殿地	鎌補875
1226(嘉禄2)11・25	家地	売買	押上, 従河北東口, 東大寺郷之内	鎌補906
1227(嘉禄3)5・11	家地	処分	東大寺郷内今小路 半ヨリハ北辺	鎌3611
1237(嘉禎3)5・1	家地	売買	東大寺西里手搔郷大道	鎌5132
1239(延応1)11・	家地	売買	東大寺国分郷押上辻子之内	鎌5500
1239(延応1)3・	家地	売買	東大寺国分郷押上辻子之内	鎌5404
1242(仁治3)11・17	家地	処分	東大寺国分郷押上辻子之内	鎌6137
1254(建長6)3・20	家地	売買	東大寺郷内今小路	鎌7724
1261(弘長1)2・11	家地	売買	押上自河北東口 東大寺郷内	鎌8626



▼ 勅 ● 敷地 + 山 ※ 八幡宮敷地
 長承3年(1134)5月25日
 『平安遺文』2302 大和国当寺敷地図帳案による

第六図 西大寺の領有地

域的な編成が一二世紀初めの段階で進んでいたことが知られる。ただし、前章で見た家地的土地利用の分布や、図帳案中に山や田といった地目が見えることからして、寺院名を冠した領域単位内の全てが居住者の存在した空間を編成したのではなく、その周辺の水田などの土地も含み込んだものであった。すなわち、一二世紀末以前の東大寺・興福寺辺の領域編成と、他寺膝下の領域編成は、一三世紀の段階では土地利用については相違があったものの、寺院を核として編成されるという点では、同様の原理に基づき空間編成であったと評価できる。

- ① 前掲 第一章② a
- ② ただし、文書中に平城などの表現が既にあって、明確に旧京のことを指していることが分かる場合、平城を冠さない場合もあった。
- ③ 証文類ではないが、例外として、「大和国添下郡京北班田図」には大同三年（八〇八）の校定田の記事中に左京人、右京人、当郡人という記載がある。
- ④ 前掲 第一章② a
- ⑤ 『春日大社文書 第四卷』
- ⑥ 平四〇八三
- ⑦ 明治初の行政区画からは、平城京城では南北方向よりも東西方向の方に長い行政区画が数多く見られることも、傍証のひとつとなる。
- ⑧ 平二三〇二、『平安遺文』では大和国南寺敷地図帳案と翻刻されているが、ここでは石上の指摘に従い、大和国当寺敷地図帳案とした。
- ⑨ 石上英一『古代荘園史料の基礎的研究（下）』塙書房 一九九七
- ⑩ 清水みき『桓武朝における遷都の論理』『日本古代国家の展開（上）』思文閣出版 一九九五』は、平城京域に糸里地割が施工されなかった理由として、平城宮本体が残っている延暦五年から六年にかけて班田収授が行われたことによると推測している。
- ⑪ 館野和己『相模国調部と東大寺領東市庄』『歴史学と考古学』真陽
- ⑫ 平四五五二
- ⑬ 『延喜式』左右馬寮 庄田条
- ⑭ 「南地貳処 一在左京七條二坊十四坪 一在同京同條三坊十六坪」
「大安寺伽藍縁起并流記資材帳」『寧楽遺文』中
- ⑮ 梨原は、『江家次第』巻第五（春日祭）の傍書に、「二条大路の南に存在し上古は近衛府の領地であったと記される。この梨原梨原が春日社参等の際の勅使宿所であったのに対して、藤原氏の宿所としては佐保殿があった。佐保殿については、以下のような研究がある。a 佐藤宗諱『佐保殿覚書』奈良歴史通信三四 一九九〇、b 永島福太郎『佐保路の寺々と佐保殿』『大和古寺大観』第五巻月報 岩波書店 一九七八などを参照。
- ⑯ 平八七一、八七二
- ⑰ これ以外にも、京都への道筋には、佐保田庄が存在した。泉谷康夫『興福寺一乗院領大和国佐保田庄について』龍谷史壇九九・一〇〇、一九九二などを参照。
- ⑱ 前掲 第一章⑥ c において、証文類以外の場合でも、康和四年（一一〇二）に興福寺四面郷が見えるのをはじめ、『類聚世要抄』成覚堂大乘院文書、東大・興福両寺の合戦で東大寺領西里四町と御寺東里

が焼けたと表現される(『中右記』)など、東大寺や興福寺といった寺社の名を冠した郷名が見えることが指摘されている。

⑬ 前掲 第一章⑥ a

⑭ 奈良の辻子については、a 高橋康夫『京都中世都市史研究』思文閣

出版 一九八三、b 足利健亮『中近世都市の歴史地理』地人書房 一

九八四の研究がある。なお、高橋によれば、奈良における辻子呼称の

初見は、建久八年(一一九七)の押上辻子である。

⑮ 前掲 第一章⑥ d

⑯ 『玉葉』治承五年一月六日条

⑰ 奈良市元興寺旧境内第七次

⑱ 焼き討ちによって南都の大半が焼失しており、奈良における辻子は、

焼き討ち後の再整備の中で出現した意味を捉える必要があろう。

⑲ 『春日大社文書 第四巻』

⑳ 平三〇二

第四章 空間支配の歴史的展開——むすびにかえて——

本章では、これまでの検討を承け、平城京域という空間を規定する歴史的条件を解明し、ついで、平安中期以降の平城京域の展開を寺院との関係で整合的にとらえることを試みる。最後に、今後の課題を提示して、むすびにかえたい。

第一節 都城期支配の規定性

前章で示したように、平城京が廢都によって添上郡・添下郡に戻された後も、左京・右京という領域は現実に使用されていた。また、郷ではなく、条坊に基づいた支配が行われていた。本節では、支配の内実を具体的にみていきたい。

既に度々言及している「東大寺家地相換券文」^①は、延暦二三年に、東大寺が山城国相楽郡蟹幡郷にもついていた二町二八歩の土地と、紀朝臣勝長の平城左京二条五坊七町の家地を相博した際の文書である。これは、東大寺によって作成され、東大寺関係者ともう一方の当事者である紀勝長が署名を行っている。続いて僧綱が署名を加え、さらに、勅旨梨原庄内にあたらないことを鑄銭長官が検校し、大和国司と山城国司が覆検知実を行っている。この文書からは、鑄銭司が勅旨梨原庄を管理していたこと、大和国司が覆検知実を行っていることからみて、平城左京二条五坊七町の家地に大和国司の管理

が及んでいたことが分かる。

さらに、相博の後、東大寺が開発したこの地のうち、七段余りが東大寺地であるので、大同四年（八〇九）に帳から除くことを申請し認められている。その際に、認定を担当したのは、添上郡擬主帳であった。これは、廢都後の平城京域の土地管理が、国司―郡司の系統で担われたこと、帳を使用して土地管理を行っていたことを示す。

次に、左京よりも下位レベルの領域である条に基づいた支配について見たい。ここで注目したいのが、前章でも取り上げた寿永二年の、春日御供預散位藤原能季が春日社領の辰市五箇条の惣追捕使補任に關して提出した申文である。一二世紀後半の段階で春日社領としてみえているもの、惣追捕使の職が辰市の名を冠した五箇条を単位として設置されていることは、条という単位と関連を持ちながら追捕使が設置されていたことを推測させる。また、同文書中に見える惣刀禰という職にも注目したい。平城京域において在地刀禰による所有保証が見られたのは、左京七条四坊一二坪と八条四坊七坪に限られ、そこには惣刀禰が見える。大和国の「在地刀禰」機構については田村憲美が、従来の令制に基づいた郡郷の解体後、国衙の収納所設置単位として一〇世紀末から成立していた再編郡郷毎に「惣刀禰」「郷刀禰」を置く形態をとっていたと指摘している。すなわち、前章で辰市が条をまとめる形で領域編成を受けていた可能性を想定したが、国衙支配と関連する統括者である惣刀禰の存在から見て、国衙支配と深い関わりをもって条という単位に基づく領域構造と支配体制が形成され、それが後に春日社領化した可能性が想定できると思われる。

ところで、先の延暦年間の文書も含めて、この時期には家地ないしは園地という土地利用が多く見られ、またそれを平城京から遠く離れた貴族や官司が領有していることが珍しくない。この点を考えるに際しては、貞観年間の動向が参考になる。そこで、まず、貞観年間に問題となった絶戸の記事を以下にあげる。^⑦

① 「先是。大和国言。左京絶戸七百十三烟。將被削籍。依百姓愁。貞観二年。且免卅四烟。百姓之愁。猶未有弭。至是免六百十一烟。編戸如旧。」『日本三代実録』貞観四年四月一日条

② 「先是。大和国言。右京絶戸百七十九烟。將被除帳。至是。並免之。以百姓愁也。」『日本三代実録』貞觀四年五月四日条

③ 「太政官処分。免大和国言將除棄右京絶戸百姓三百烟。」『日本三代実録』貞觀四年一〇月二日条

絶戸とは、本来の戸の成員が不在になつてゐる戸を指しており、『田令』園地条では、絶戸に際して園地を公に還すことが規定されているが、口分田については規定がなく、班田をまつて収公されていたと考えられている。北村は、絶戸されたものが除帳されないことが、京戸特有の問題として九世紀に発生していたことを指摘しており、この指摘を踏まえるならば、京戸においては絶戸の手続きと除帳の手続きが分離していることになる。確かに先の①から③では、絶戸の除帳除籍がまゝに行われようとしてゐると読めるのであり、平安京と同様に平城京においても、絶戸の絶戸手続きと除帳手続きが分離していると考えられる。このような除籍が百姓の愁訴により中止され、元に戻されていることは、貞觀期平城京域における、一定数の人口及びそれに付随する園地の存在と、大和国による人身支配の浸透を物語る。^⑩

二年後の貞觀六年には、「先は大和国言、平城旧京其東添上郡西添下郡、和銅三年選自古京都於平城於是兩郡自為都邑、延暦七年遷都長岡其後七十七年都城道路變為田畝、内藏寮田百六十六町其外私墾開往々有數、望請收公令輸其租許之」とあり、大和国は開墾され、田地として利用されている平城京域の土地に租を輸させることを申請しているが、これも同様の文脈で理解できよう。そして、『延喜式』^⑪に見える、平城京内の開墾した土地を輸租地とする規定はこれをうけたものであると考えられる。本来輸租地である墾田に対し、このような申請や規定が行われるのは、平城京域では、現実の土地利用が田地に転換していても、地目上は、不輸租の園地・宅地でありつづけたことが背景となつてゐると思われる。

奈良期の平城京の土地は宅地として班給されたものであり、廃都後、国家のもと、具体的には大和国の管理下、に戻されるべき土地であつた。しかし、平安京以前の都城のうち、最も大規模で継続性をもつていた都城であつた平城京では、都城期に起因する諸關係がその動向を規定していた。例えば、石上宅嗣の屋敷を寺にした阿闍寺や、弘文院、齋音寺など、貴族の旧宅を寺院とした例が廃都後に幾つか見えることは、廃都後も宅地を国家に返すことなく、貴族がかつての平城京

の土地と建物に対して何らかの権利を有していたことを物語っている。^⑭先の東大寺家地相換券文に見える平城左京二条五坊七町の家地も、参議従三位行左兵衛督兼造東寺長官である紀朝臣勝長という高位の貴族の土地であり、貴族とかつての平城京の土地との関係を考える上で示唆的である。同様に、貞観六年の記事に見える内蔵寮が平城京域にもついていた墾田も、かつての平城京期の敷地を核としていた可能性がある。以上の事例は、平安京に移っても、かつての敷地に対して何らかの権利を残していたことを暗示する。^⑮

以上から、平城京という呼称や条坊が廃都後も存続した理由の一つをこの点に見いだすことができよう。廃都直後の平城京域の地目は田地ではなく、私的所有権の強い園地・宅地であったことは、平城京域を国司の直接的な領域的支配が及び難い空間にしていたと考えられる。^⑯そのように考えるならば、平安初期に京職大夫と大和国司の兼官、京職官人の大和班田使への任用、長岡ないしは平安京を統括する京職が、平城旧京の行政にも関与した可能性についての館野の指摘は、平城京が京に準じていたかはおくとしても、平城京域固有の行政的な必要性を示していると考えられ興味深い。^⑰

第二節 寺院の中世的転換と平城京域

平城京域の寺院では、維摩会、最勝会、御齋会という最重要な平安期の国家的仏教行事のうち、二つが開催され、法会の開催地と法会に必要な僧侶の養成地としての位置づけを廃都後も保ち続けた。手厚く保護されていた寺院は、本来的な律令制度が有効に機能している段階では、封戸等^⑱による収入と法会の開催に対して与えられた費用で運営された。しかし、令制の弛緩に伴う封戸及び遠隔地初期荘園の退転によって惹起されるに至り、寺院では寺院機構の整備と荘園の領有が進められることとなった。前章でみた九・一〇世紀の平城京域内に非統合的に存在した土地群は、いわゆる初期荘園や免田型の所領形態^⑲であたるものと考えられ、国衛の支配下、寺院などに領有が認められていたものであった。

一一世紀に至ると、近接する寺辺空間が重視され、例えば、南都七大寺の西大寺では、大石雅章によれば、^⑳経済基盤を

寺中・寺辺の田畠におき、寺辺の有力農民を寺僧として編成する農村的小寺院へと転成していた。さらに大石は、このような編成は興福寺と東大寺を除く大和国の諸寺院に共通する構造であったとの見通しを与えている。大石の指摘を敷衍するならば、西大寺の境内及び寺辺空間が勅免を受け、領有をみとめられているごとく、平城京域では、寺辺空間が諸寺の経営基盤として領域編成され、左右京一条からなる国衙支配機構から離脱していったと推測される。

ところで、西大寺の寺辺編成では、経営基盤としての水田経営が重要であり、一一世紀から開始される秋篠寺との相論において、水源地たる秋篠山の溜池等の利益も論点の一つとなっていた。かつて宅地であった平城京域において、水田化を図る際に水源の確保と整備は必須であり、西大寺を結集核とした寺辺領域の編成は水利環境の整備を伴って初めて実効性を持ち得たと考えられる。そして、第二章で見たように平城京域において廃都後、継続的に水田化が図られ着実に水田が広がっていったことは、西大寺のような寺院による水利環境の整備が広く進められていた可能性を示唆する。例えば、薬師寺においては、寺辺郷水田の水源の一つである寺西方に位置する大池の分水を司っていたことなどはその好例であろう。これは、一一世紀半ば以降展開する荘園制的領域支配とそれに対応する支配形態である領域型荘園の形成、さらにはそれに継起する南北朝期の開発の進展が水利環境の整備と関係をもちながら進展していったプロセスと、寺辺郷の編成との間に多くの点で共通性があつた可能性を示唆していると言える。

その意味では、興福寺による西大寺の編成を取り上げた石上が、一〇世紀末以降、他寺僧、とりわけ興福寺僧によつて西大寺別当が独占されるようになり、一一―一二世紀にかけて、本家を興福寺、領家を興福寺学侶等の補任される別当、荘官を寺家三綱や俗人の下司などとし、寺中伽藍、寺本、周辺の散在所領から構成される荘園的経営体そのものに転化したと指摘していることは、平城京域が荘園制的な領域構造へと転化したことを、的確に表現していると言えよう。

ただし寺辺の編成は、西大寺に限られたものではなく、東大寺や興福寺でも同様に進行していた。前章でみたように東大寺の膝下でも一〇世紀の段階では、寺廻随近田地などと表現されるようなルーズな形で編成していたと考えられるが、

寺院名を冠する郷が一一世紀に入ってから出現し、さらに一二世紀末の興福寺膝下では周密な領域編成が出現していた。

これには、興福寺は藤原氏の氏寺であり、中世において東大寺と多武峯以外の大和国の寺院を末寺化し大和国を支配していたことを考慮に入れる必要がある。しかし、興福寺と藤原氏との関係は平安中期以前においては、それほど強力なものではなかった。日下佐起子は、撰関期、弘仁・昌泰年間の鹿田荘の地子米施入以外には興福寺に対する寄進が見あたらないのに対し、延暦寺関係には多くの寄進がなされていることから、「撰関時代、撰関家の信仰生活の面においては、彼等の関心は、氏寺興福寺より専ら平安仏教の天台宗山門派や寺門派にむいていた」と指摘する。^{②7}すなわち、この段階の興福寺は藤原氏の由緒をもつ官寺として国家的仏教行事の一翼を担う寺院として存在していたと言えよう。そして、興福寺と撰関家の関係は院政期を画期として、「官寺」から「氏寺＝御寺」へと変質・転換したと日下は述べる。まさにこの時期に、「一乗院の貴種の始」「撰録御子の当寺に御下向の最初」と称される覚信の入寺に象徴されるような興福寺と世俗社会との縁の強化が進められ、^{②8}春日社と興福寺の一体化が図られていた。^{②9}このような興福寺の有力化は、先にあげたような東大寺・興福寺膝下地区の都市的形成に大きく寄与したことが疑いないが、他方、寺院周辺と散在所領からなる荘園的経営体たる平城京城の寺院を、本寺末寺関係という社会的関係を媒介として編成していく方向にも作用したと考えられる。これを領域構造の側面について見れば、国衙支配下の領域構造から離脱した領域が、興福寺を頂点とする、階層性をもった構造へと漸次、編成されることを意味していた。そして、そのような編成の帰結を示しているのが、応永六年の資料に見られる構造であったと考えられる。ここでは寺方、一乗院方、大乘院方に分かれているものの、寺院を核として編成・^{③0}結集されている領域が体系付けられている様が見て取れる。

また、国衙による大和国の支配機構についても、一二世紀以降、興福寺が掌握しつつあった。これに関し、田村は、「郡刀禰司」が私領の保証等において重要な役割を果たしていたことを明らかにした上で、「郡刀禰司」の指揮権の変遷を、指揮関係文書の変化からとらえようとした。^{③1}その結果、大和国の支配権は、一二世紀前半に藤氏長者（勸学院政所）

に転移し、興福寺別当が目代的な地位を占めており、一二世紀後半、南都の焼き討ち前後に、公文所と三綱を編成した別当がより直接的に指揮権を掌握したと結論している。大和国支配機構を、興福寺が政所系列を通じて、まず掌握したと考えられることは、平城京域の領域構造を考える上でも示唆的である。すなわち、寺院が存在しないことを指摘した左京の三条七条、一々五坊付近が、先の応永六年の資料で条を単位とし、寺方としてみえるのは、一般に平城京域では寺院を核とした領域編成が進められたのに対し、国衙支配下に残されたこの区域は国衙支配機構と領域構造が興福寺の寺方の支配下に継承されたことを示していると思われる。

このような平安期平城京域における領域編成は、まさに荘園制的な空間秩序への転換を物語っており、平城京という、かつての都城の実体的な空間的枠組みを完全に解体せしめる方向へと進むものであった。

第三節 今後の課題

以上、平安期平城京域の空間変化について検討を行ってきた。資料の少なさもあり、推論を重ねた部分も多く、大枠としての見通しを与えた段階に過ぎないが、平城京から中世奈良への変化の空間の様相が、先行研究では、明確に意識されることなく、通史的叙述によって推移が説明されていたことを鑑みるならば、本稿のような作業にも一定の意味があらう。このような見通しのもと、今後の取り組むべき幾つかの問題がより明確になってきたと言える。

まず、本稿では、実態的な側面についてできる限り具体的に論述するというスタンスのため、認識的レベルでの平城京という空間から奈良へという空間への推移についてはふれることがほとんどなかった。しかし平城も奈良も「ナラ」と訓ぜられることに端的に示されるように、平城京から奈良という推移は認識レベルにおいてもとらえられる必要がある。

また、平城京域の大半が荘園制的な秩序が展開する空間へと推移していったのであれば、中世大和を規定していた荘園の領有構造とそれに起因する諸問題の中で、平城京域という寺院膝下の空間がどのように位置づけられるかという点が問

題となろう。本稿の議論では、寺院の中世的展開と、寺院の膝下である平城京域における領域編成の展開との関係の議論は概略レベルにとどまっております。例えば私領と呼ばれ、寺僧領さらには院家領などへと結実していくと考えられている土地領有形態が、空間的にどのように平城京域において展開しており、それがどのように平城京域の空間的編成と関係していたかについては十分に論じることができなかった。

さらに、実態的な側面の検討を押し進めるならば、長岡京など他の都城や国府から中世府中への変化や、平安京から京都への推移との関係を論じる方向もあろう。この点で、本稿において平城京から奈良という推移の幾つかの画期を整理したことは、平安京から京都への推移と対応させた議論を行いうる可能性が開かれたといえよう。以上、今後の課題としたい。

① 平二五

② 平四〇八三

③ 同文書中には、正預補、執行、惣刀禰などの職が見える。

④ 平九六四、平九七八

⑤ 平二二七

⑥ 田村盛美『日本中世村落形成史の研究』校倉書房 一九九四。ただし、通常は郡司の署判が在地刀禰らの後に据えられているのに対して、平城京域の事例では郡司の署判が見えない。他地域の添上郡の文書では添上郡司などの存在は確認されるから、平城京域の所有秩序に積極的には郡司が関与していない可能性がある。

⑦ 通常、ここで左京右京と表現されているのは平城旧京の左右京であると考えられている。しかし、北村優季『平安京―その歴史と構造―』吉川弘文館 一九九五は、絶戸は京戸固有の制であること、平安期に平安京以外の京を指す場合、平城・長岡などの固有名を冠するか、旧京と断ることが一般的であることから、平安京の左右京を指すものと考えている。しかし、先に指摘したように、文書中に平城など

の表現が既にあつて、明確に旧京のことを指していることが分かる場合、平城を冠さないのが通常であつたこと、特に③の文面上、除き棄てる主体は大和国と読む方が自然であることから考えて、やはり平城京の左右京としておく方が穏当と判断したい。

⑧ 『令義解』

⑨ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 研究篇』吉川弘文館 一九六三

⑩ 前掲 第四章⑦

⑪ このような絶戸と除帳の分離は、平城京域においては、絶戸口分田の占有だけでなく、園地という地目として見える、かつての宅地の占有を可能にしていたのではなからうか。一般に、絶戸口分田の占有は、九世紀に多くの官符が出され厳しく取り締まられているところであり、貞観年間の大和国の目論見は、絶戸を除籍して口分田と園地を収公することにあると推測される。

⑫ 『日本三代実録』貞観六年（八六四）十一月七日条⑬ 『延喜式』主税上

⑭ 平城上皇が平城宮完成まで、故右大臣大中臣清麻呂の家に入って

ること(「類聚国史」太上天皇 大同四年二月乙亥参)も、九世紀初めの平城京域において、貴族の邸宅が維持されていることを示す。

⑮ 藤原北家の邸宅が維持され、佐保殿につながっていったのも同様の文脈で解釈しうるだろう。

⑯ ただし、旧平城京域は、勅旨田の設定や賜与の対象となっており、天皇の権力との関係においては、直接的な支配が及ぶ空間でもあった。兼官は貞観年間を最後に六国史の範囲内では見えないことも、平城京の空間支配において、貞観年間が画期となっていたことを物語る。

⑰ 延暦年間の先の記事や、大同年間の追記などからみて、廃都後、国司一郡司の系統は、徐々に浸透しつつあるともとれる。そのように考えるならば、貞観年間の動きは、このような動きの帰結として位置づけられよう。

⑱ 大同元年の段階で、東大寺五〇〇〇戸、大安寺一五〇〇戸、薬師寺五〇〇戸、興福寺二二〇〇戸の封戸が存在した(「新抄格勅符抄」)。

⑳ 初期荘園・免田型の概念規定については、小山靖憲「古代荘園から中世荘園へ」歴史地理教育三二九 一九八一を参照。

㉑ 大石雅章「中世大和の寺院と在地勢力」ヒストリア八五 一九七九 平三〇二

㉒ 太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」『続荘園制と武家社会』吉川弘文館 一九七八

㉓ 村岡幹生「一五・一六世紀の薬師寺の寺辺探検」史学雑誌九七一 一一九八

㉔ 佐野静代「古代末期～中世の開発画期と平野部荘園の灌漑水利」近

「付記」発掘調査報告書等の資料閲覧に際し、奈良国立文化財研究所の山中敏史先生に御世話になりました。末筆ながら記して感謝いたします。なお、本研究は、平成九年度文部省科学研究費補助金(特別研究奨励費 六四二〇)を使用した。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程 日本学術振興会特別研究員)

江田野洲川右岸平野を事例として」歴史地理学三九―二 一九九七、水野章二「中世の開発と村落―近江湖東の地域から」歴史学研究 六五九 一九九四

㉕ 前掲 第三章⑨

㉖ 日下佐起子「平安末期の興福寺―御寺概念の成立―」史窗二八 一九七〇

㉗ 前掲 第一章⑥bなど

㉘ 永島福太郎「春日社興福寺の一体化」日本歴史二二五 一九五八

㉙ 先に取り上げた西大寺が、応永六年の資料には見えないように、全ての寺院が完全に興福寺に直接支配されたわけではない。例えば、西大寺では、弘安元年(一二七八)に律家である叡尊に西大寺の進止権が委譲されている。

㉚ 前掲 第四章⑥

㉛ 稲葉伸道「中世寺院の権力構造」岩波書店 一九九七

㉜ 前掲 第一章⑥a

㉝ 前掲 第四章⑥、泉谷康夫「中世における興福寺雑役免田」奈良教育大学紀要二八一― 一九七九、安田次郎「興福寺の雑役免庄園と院家領庄園について」お茶の水史学三三 一九九〇、川端新「興福寺院家領庄園の形成」『日本社会の史的特質 古代・中世』思文閣出版 一九九七など。

㉞ 山田邦和「左京と右京」『平安京提要』角川書店 一九九四」が示したような、発掘によって確認されている平安京左右京の空間利用の変化との対比なども今後の課題となろう。

“Edictum Gallieni” and the rise of the equites
during the third century.

by

INOUE Fuminori

When the Augustan Empire was in the crisis during the third century, it was transformed into the absolute monarchy of the Dominatus as a result of the decrease of senate's power and the rise of equestrian order. Most recent studies considered the process as the implementation of the deliberate policy of the successive emperors to increase their own power by excluding the senators from major military posts for the sake of more faithful equestrians.

After examining these process particularly with reference to “Edictum Gallieni”, the author concludes that the “Edictum Gallieni” has never existed, and actually it was not Gallienus but Valerian who elevated many equestrians to major military posts. Therefore, the rise of the equestrian order was caused by Valerian's defensive policy of the Empire like Tetrarchy, which provoked the decentralization of the Empire, instead of the imperial oppressive policy against the senate. The reign of Valerian was the beginning of “the age of military equestrians”, which paved the way for the Diocletian times.

The land utilization and territorial occupation of the abandoned
Heijyo Capital(平城京)area in early medieval Japan

by

HORI Takehiko

This paper analyzes the transformation of territorial occupation and administration the former Heijyo capital (平城京) area in early medieval Japan.

Heijyo kyo was the capital city of Japan in the eighth century. It has been considered that most of its urban area was desolated immediately into paddy field after removal of the capital. Within it only Nara, the town attached to the Kouhukuji temple survived and became a mediaeval town.

The author investigates the changing process from three aspects: the transformation of land utilization, the territorial occupation and administration.

Concerning the land utilization, four features can be clarified as follows:

(1) Paddy fields became dominant in the eleventh century.

The land utilization is found to have changed gradually and underwent two stages: From the residence to cultivated land, and then further to paddy field.

(2) The process of the change of the land into paddy field was characterized by geographical difference. Urban features might have existed in the places such as the ancient market squares and temple grounds besides Nara, the medieval town.

(3) The large temples and the established centers of marketing system could support urban land use.

(4) The spatial structures of the land utilization shown by contracts fundamentally correspond with the historical sites of buildings and roads emerged from recent archaeological investigation.

It can be concluded that there was a noticeable transformation in the territorial occupation and administration of Heijyo capital in the mid ninth century. After the removal of the capital, the city area of Heijyo was not administrated by the universal system, as the land rights originated in the metropolitan period were well prescribed in the first half of the ninth century. It was actually formed by the territorial administrative system inherited from the metropolitan period and the manors of large temples and local government.

From the eleventh century onwards, the Kouhukuji temple reorganized the territorial administration, and gradually placed itself at the top of the administration hierarchy. It is considered that the big fire of Nara caused by war disasters in the twelfth century accelerated this tendency.